

4.2 騒音

施設の稼働、自動車交通の発生に伴う騒音の影響を把握するために、設備機器の状況、道路交通の状況、環境の保全のための措置の実施状況の調査を実施した。

4.2.1 施設の稼働に伴う騒音の影響

1) 調査項目

- (1) 設備機器の状況（種類、台数、配置等）
- (2) 環境の保全のための措置の実施状況

2) 調査地点・地域

調査地点・地域は、計画地内とした。

3) 調査期間

調査期間は、供用開始後、適宜とした。

4) 調査方法

調査方法は、表 4.2-1 に示すとおりである。

表 4.2-1 調査方法

調査項目	調査方法
設備機器の状況	写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とした。
環境の保全のための措置の実施状況	

5) 調査結果

(1) 設備機器の状況（種類、台数、規格等）

事後調査の結果、設備機器の種類等は表 4.2-2 に示すとおりである。

表 4.2-2 設備機器の種類等

施設	設置階	種類	台数
本館	1F	室外機	18
		ガラリ	16
	2F	室外機	8
		ガラリ	19
	3F	室外機	8
		ガラリ	15
	4F	室外機	10
		ガラリ	14
	5F	室外機	9
		ガラリ	4
	6F	室外機	4
	7F	室外機	4
別棟	8F	室外機	4
		ガラリ	4
	9F	室外機	4
		ガラリ	9
	RF	室外機	22
	エネルギーセンター棟	チラー（追掛）	3
		チラー（蓄熱）	2
		冷却塔	2
	1F	ガラリ	3
別棟	2F	ガラリ	3
	3F	ガラリ	4
	RF	室外機	11

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

供用後における環境の保全のための措置の実施状況について、表 4. 2-3 に示した。

表 4. 2-3 供用後における環境の保全のための措置の実施状況

影 響	検討の視点	評価書に記載した環境の保全のための措置	環境の保全のための措置の実施状況
騒音の発生	発生源対策	設備騒音については、「騒音規制法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に定める規制基準を遵守するとともに、必要に応じて防音対策の徹底等により騒音の低減に努める。	- 設備騒音については、「騒音規制法」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」に定める規制基準を遵守するとともに、防音対策の徹底等により騒音の低減に努めた。 - 資料 1 は、予測時と事後調査結果の設備機器台数の比較（図 4. 2-1(1)）。 - 資料 2 は、「騒音規制法」に基づく、指定騒音施設の種類及び種類ごとの数（指定騒音作業の種類）変更届出書の提出状況（図 4. 2-1(2)）。 - 資料 3 は、低騒音型室外機の採用状況（図 4. 2-1(2)）。

資料 1：予測時と事後調査結果の設備機器台数の比較

設備機器の種類等（左：予測時、右：事後調査結果）

施設	設置階	種類	台数	施設	設置階	種類	台数
本館	1F	室外機	8	本館	1F	室外機	18
	2F	室外機	12			ガラリ	16
		ガラリ	7		2F	室外機	8
	3F	室外機	8			ガラリ	19
		ガラリ	1		3F	室外機	8
	4F	室外機	16			ガラリ	15
		ガラリ	1		4F	室外機	10
	5F	室外機	6			ガラリ	14
	6F	室外機	4		5F	室外機	9
	7F	室外機	4		5F	ガラリ	4
	8F	室外機	4			室外機	4
	9F	室外機	4		6F	室外機	4
		ガラリ	5		7F	室外機	4
エネルギーセンター棟	10F	室外機	13		8F	室外機	4
		ガラリ	2		9F	室外機	4
	RF	室外機	4			ガラリ	9
		チラー（追掛）	1		RF	室外機	22
		チラー（蓄熱）	1	別棟	エネルギーセンター棟	チラー（追掛）	3
エネルギーセンター棟	冷却塔	冷却塔	1			チラー（蓄熱）	2
						冷却塔	2
					1F	ガラリ	3
					2F	ガラリ	3
					3F	ガラリ	4
					RF	室外機	11

図 4. 2-1 (1) 供用後における環境の保全のための措置の実施状況写真・資料等

資料 2：指定騒音施設の種類及び種類ごとの数（指定騒音作業の種類）変更届出書

様式第 12 号（第 32 条関係）

指定騒音施設の種類及び種類ごとの数（指定騒音作業の種類）変更届出書

平成 31 年 3 月 15 日

（あて先）さいたま市長

届出者 住所 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
氏名又は名称 さいたま市
代表者の氏名 さいたま市長 清水 勇人
電話番号 048-829-1111

さいたま市生活環境の保全に関する条例第 42 条第 1 項（第 42 条第 2 項）の規定により、指定騒音施設の種類及び種類ごとの数又は指定騒音作業の種類の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	さいたま市立病院	※整理番号	
	第 2460	※受理年月日	年 月 日

備考

- 1 指定騒音施設の種類及び種類ごとの数に変更がある場合であっても、さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則第 32 条第 2 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該指定騒音施設の種類については、記載しないこと。
- 2 「指定騒音施設（指定騒音作業）の種類」の欄には、さいたま市生活環境の保全に関する条例別表第 1 第 5 号又は別表第 2 に掲げる区分（細分を含む。）及び名称を記載すること。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

さいたま市 31.3.15 環境対策課 第 840 号

資料 3：低騒音型室外機の採用状況

採用された室外機一覧（一部抜粋）

形式	種類	型番
室外機	冷暖同時	REYP224DA
		REYP280DA
		REYP335DA
		REYP400DA
		REYP450DA
		REYP500DA

採用された室外機の機能（一部抜粋）

低騒音機能が搭載された室外機の採用等から、騒音の低減に努めている。

近隣に配慮「夜間低騒音機能」

●強制的に低能力運転で低騒音化を図る
低騒音優先設定と、外気温度負荷に応じて自動的に最低能力を確保する能力優先設定が選択できます。

■低騒音優先設定
外部からのマニュアル操作^{※1}で、強制的に低能力運転を実施。

3ステップ制御可能^{※2}

58 (標準) → 55 (レベル1) → 50 (レベル2) → 45 (レベル3)
(低騒音化すると能力がセーブされます)

図 4.2-1(2) 供用後における環境の保全のための措置の実施状況写真・資料等

6) 予測・評価結果と事後調査結果の比較並びにその考察

設備機器の種類等の予測結果と事後調査結果の比較は図 4.2-1 に示すとおりである。設備機器の台数は予測結果より多くなったが、施設の稼働後、騒音に関する周辺住民等からの苦情等は寄せられておらず、計画した環境の保全のための措置も実施していることから、施設の稼働に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価する。

4.2.2 自動車交通の発生に伴う騒音の影響

1) 調査項目

- (1) 道路交通の状況（自動車交通量）
- (2) 環境の保全のための措置の実施状況

2) 調査地点・地域

道路交通の状況の調査地点は図 4.2-2 に示すとおり、6 地点とした。

また、環境の保全のための措置の実施状況の調査地域は、計画地内とした。

3) 調査期間

道路交通の状況の調査期間は表 4.2-4 に示すとおり、令和 6 年 10 月 21 日（月）12：00 から 10 月 22 日（火）12：00 とした。

表 4.2-4 調査期間

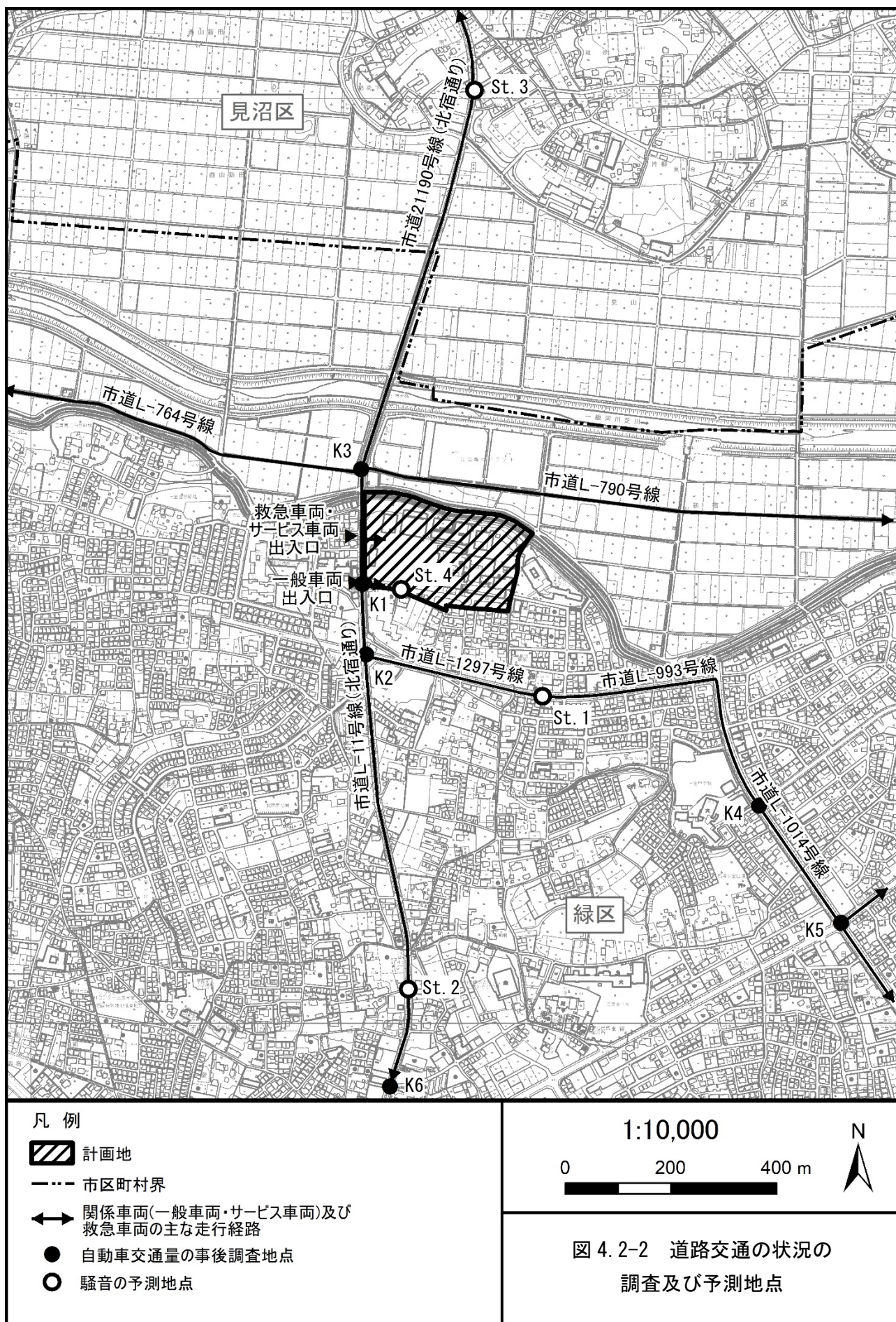
調査項目	調査期間
道路交通の状況	令和 6 年 10 月 21 日（月）12：00～10 月 22 日（火）12：00
環境の保全のための措置の実施状況	供用開始後、適宜実施した。

4) 調査方法

調査方法は、表 4.2-5 に示すとおりである。

表 4.2-5 調査方法

調査項目	調査方法
道路交通の状況	ハンドカウンターを用いて走行台数を方向別、時間帯別及び車種別に記録する方法とした。
環境の保全のための措置の実施状況	写真撮影等による現地確認及び関係資料の整理による方法とした。



5) 調査結果

(1) 道路交通の状況（自動車交通量）

交通量の調査結果は表 4.2-6 に示すとおりである。

交通量は評価書において、図 4.2-2 に示す 4 地点で予測されている。事後調査においては、調査地点 K1～K6 の交通量から St.1～St.4 における交通量を推計した（推計方法については巻末資料を参照）。

予測地点における交通量は、大型車は 585～1,421 台/日であり、小型車は 2,997～9,581 台/日であった。

交通量は表 4.2-7 に示す予測条件（供用後の将来交通量）に比べ、St.1 では事後調査結果が上回っていたが、St.3 では同程度、St.2 及び St.4 では下回っていた。

表 4.2-6 交通量の調査結果（事後調査）

予測地点	車種別交通量※		
	大型車	小型車	合計
St.1	585	7,164	7,748
St.2	1,421	9,581	11,002
St.3	775	7,578	8,353
St.4	873	2,997	3,870

※最寄りの調査地点から予測地点の交通量を推計した。St.1 については K2 及び K4 の平均を、St.2 については K6 を、St.3 については K3 を、St.4 については K1 を採用した。推計方法の詳細は巻末資料に記載した。

表 4.2-7 供用後の将来交通量（評価書）

予測地点	車種別交通量		
	大型車	小型車	合計
St.1	469	5,142	5,611
St.2	1,486	11,050	12,536
St.3	751	7,191	7,942
St.4	1,095	3,945	5,040

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

供用後における環境の保全のための措置の実施状況について、表 4.2-8 に示した。

表 4.2-8 供用後における環境の保全のための措置の実施状況

影 響	検討の 視点	評価書に記載した環境の 保全のための措置	環境の保全のための措置の実施状況
騒音の発生	発生源 対策	・駐車場を利用する車両については、アイドリングストップの励行を徹底する。	・駐車場内にアイドリングストップの看板を設置し、駐車場を利用する車両に対して励行を徹底している（図 4.2-3）。 ・写真 1～2 は、駐車場内に設置されているアイドリングストップ等の看板の設置状況。
		・病院が管理する関連車両の不必要な空ぶかしは行わない。	・指導により、関連車両の不必要な空ぶかしは行わないように徹底を図っている（図 4.2-3）。 ・写真 3 は、病院が管理する関連車両に対する空ぶかし等の指導状況。
		・病院が管理する関連車両の整備、点検を徹底する。	・点検表を用いて、車両の整備・点検の徹底を図っている（図 4.2-3）。 ・資料 1 は車両の日常点検表。
		・駐車場を利用する車両に対し、アイドリングストップの周知を徹底する。	・駐車場内にアイドリングストップの看板を設置し、駐車場を利用する車両に対して周知している（図 4.2-3）。 ・写真 1～2 は、駐車場内に設置されているアイドリングストップ等の看板の設置状況。

写真1:アイドリングストップ等の周知状況



写真2:アイドリングストップ等の周知状況



写真3:空ぶかし等の指導状況



資料1:車両の日常点検表

様式第3号(第13条関係)

日常点検表(年月)

使用車両名	登録番号	判 定	異常なしの場合 ○	異常ありの場合 ×	車両管理者等																											
点検箇所	点検内容	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
1 タイヤ	タイヤの空気圧が適当であること (タイヤ接地部のたわみ等で判断) 亀裂及び損傷がないこと 異状な摩耗がないこと																															
2 ブレーキ	ブレーキペダルの踏みしろが適当で、ブレーキのきまりが十分であること 駐車ブレーキレバーの引きしろ(踏みしろ)が適当であること ブレーキの減量が適当であること																															
3 灯火装置及び方向指示器	点灯又は点滅具合が不良でなく、汚れ及び損傷がないこと																															
4 運行において認められた異状があるか	運行中に異常があった場合は車両管理者に報告すること																															
5 車の他等	乗車前後、車に傷や汚れがないか確認し、ある場合は車両管理者に報告すること																															
6 車検の有効期限	乗車前、検査標準や車検等により車検の有効期間内であることを確認すること																															
運転毎に必ず各項目を確認し、記入を行うこと。																																
※以下は自動車の走行距離、運行時の状況等から判断した適切な時期に行うこと。																																
1 タイヤ	溝の深さが十分であること																															
2 バッテリー	液量が増加していること 腐食の量が適当であること																															
3 原動機	ファンベルトの張り具合が適当であり、損傷がないこと エンジンオイルの量が適当であること 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異状がないこと																															
4 ウインドウ・ウォッシュ&ワイパー	ウインドウ・ウォッシュの減量が適当であり、増量状態が良好でないこと ワイパーの減損状態が良好でないこと																															
※以下はエアブレーキ搭載車両のみ行うこと。																																
1 ブレーキ	空気圧の上がり具合が不良でないこと ブレーキペダルを踏み込んで放した際、ブレーキバルブからの空気圧が正常であること																															
2 エア・タンク	エア・タンクに水が溜まっていること																															

図 4.2-3 供用後における環境の保全のための措置の実施状況写真・資料等

6) 環境の保全のための措置と事後調査結果の比較及びその考察

自動車交通量の予測結果及び事後調査結果の比較は、表 4.2-9 及び図 4.2-4 に示すとおりである。予測結果に比べ、St.1 を除き同程度または下回っていた。

St.1 において自動車交通量が予測条件を上回ったのは、予測時点において確認できなかった市道 L-1297 号線が開通し（図 4.2-4 参照）、新たに供用を開始したことによる交通量増加が、主要要因であると考えられる。

さらに、St.4 は病院駐車場に続く病院施設内の道路であり病院関係車両のみが通る道路となっていること、そしてこの St.4 においては、事後調査結果が予測条件を下回っていることなどを考慮すると、St.1 の交通量増加は、本事業による影響ではないものと推定される。

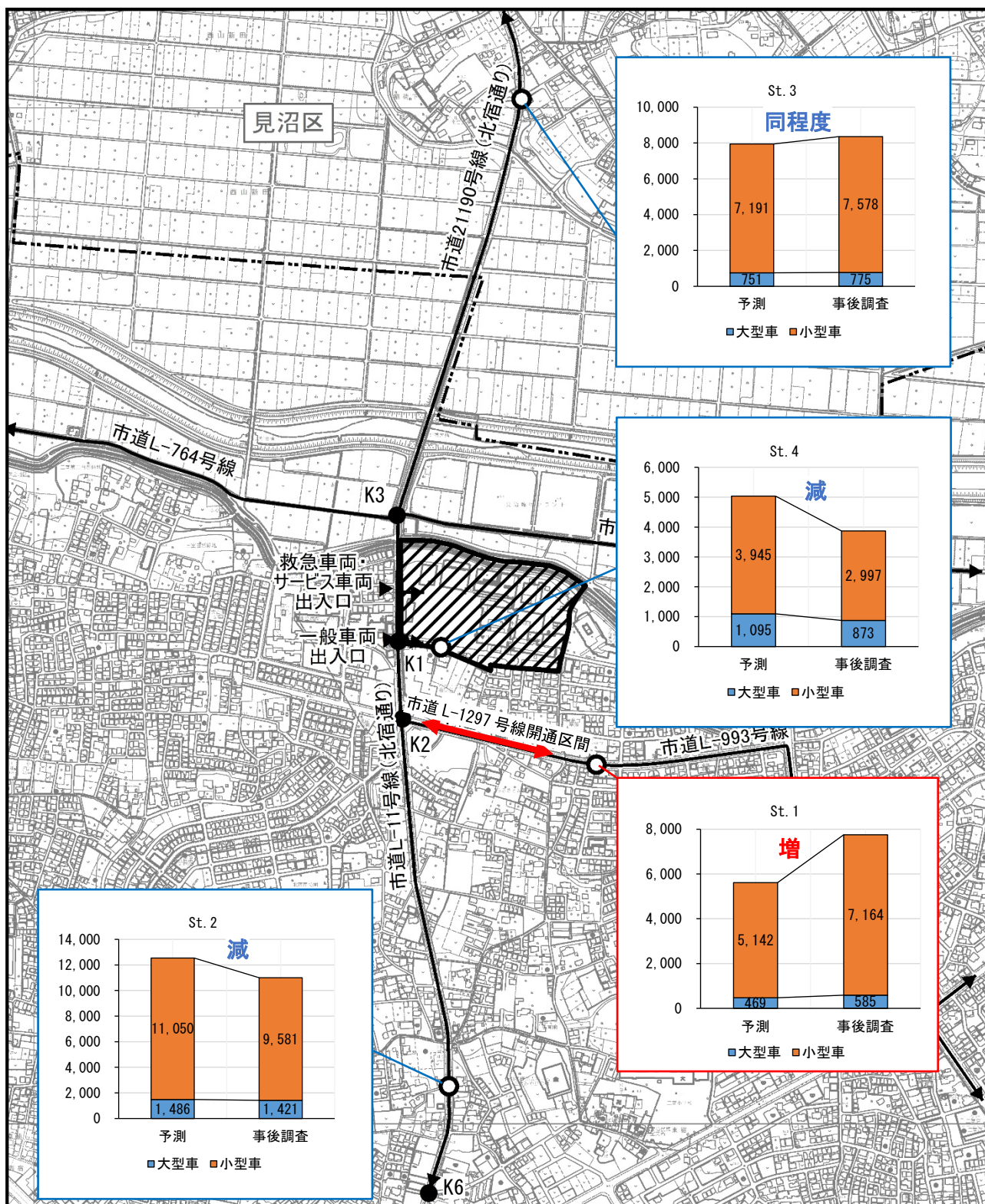
これらのことから、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、評価書において予測された結果の範囲内であるものと推定される。

また、計画した環境の保全のための措置はすべて実施していることから、自動車交通の発生に伴う騒音の影響は、事業者により実行可能な範囲でできる限り低減が図られたと評価する。

表 4.2-9 自動車交通量の予測結果及び事後調査結果の比較

予測地点	自動車交通量	
	予測結果	事後調査結果
St.1	5,611	7,748
St.2	12,536	11,002
St.3	7,942	8,353
St.4	5,040	3,870

※予測結果に比べ事後調査結果の交通量が多い場合は網掛け、同程度または少ない場合は網掛けで示す。



凡 例

計画地

市区町村界

関係車両(一般車両・サービス車両)及び救急車両の主な走行経路

自動車交通量の事後調査地点

騒音の予測地点

1:10,000

0 200 400 m



図 4.2-4 自動車交通量の予測結果及び事後調査結果の比較